

2015年11月20日

知的財産法 16

杉山 務

【問題】⑧ 以下の問に解答し、併せて授業の感想、質問、意見など、記載せよ。

問1：Aは、自分のブログに、Bが創作した詩を無断で掲載した。Aのブログには、これまでアクセスした者が1人もいない場合、Aの行為はBの著作権侵害となるか。 p.175

【答】p.171 ブログに他人の著作物を無断で掲載することは送信可能化権の侵害となる。送信可能化とはサーバにデータを蓄積し要求があればいつでも送信できる状態にすることであり、実際に送信があったか否かは問題とならないから、Aの行為は送信可能化権の侵害となる。(2条1項9の5号)

問2：1996年9月23日に亡くなった著作者の創作した著作物の保護期間はいつまでか。 p.178

【答】p.175 著作物の保護期間は著作者の死後50年であり、計算の簡略化のため死亡した翌年の元日から計算することとしているから、1997年1月1日から計算し、50年後は、2046年12月31日までとなる。

問3：2012年8月1日に公開された映画の著作物αの保護期間をいつまでか。 p.178

【答】p.175 映画の著作物の保護期間は公表後70年である。計算の簡略化を考慮し、2013年元日から70年の保護期間終了日は、2082年12月31日までとなる。

問4：共同著作物の著作者であるAは、2001年3月6日に、Bは、2013年7月12日に亡くなった。この著作物の保護期間はいつまでか。 p.178

【答】p.175 共同著作物の保護期間は最後に死亡した著作者を基準に計算されるから、2014年の元日から50年を計算すると、2063年12月31日までとなる。共同著作物の保護期間は最後に死亡した著作者を基準に計算されるから、2014年の元日から50年を計算すると、2063年12月31日までとなる。

問5：Cが、書店で購入した書籍αを自分の所有する電子タブレットで私的に閲覧できるようにするために、代行業者Dにその電子化を依頼した。Dは書籍αを裁断し、これをスキャンして画像データとしてパソコンに取り込み、その画像データをPDFファイルβに変換したうえで、裁断された書籍αとPDFファイルβをCに引き渡し、料金500円を受け取った。Cのように、私的使用目的で購入した書籍を、業者を通じて電子化する行為に対して、書籍についての著作権は制限されるか。 p.192

【答】p.184 私的使用であれば、書籍をスキャンしてパソコンに取り込むことは複製に当たり、著作権が制限される。この場合使用する者自身が複製することが要件であり、他の者が複製した場合は、使用する本人と同視し得る者がした場合を除き、著作権は制限されない。本件では代行業者が対価を得て電子化作業を行っており著作権は制限されない。

<電子化データを他に利用しないことを条件に、代行業者の行為を適法とすることはできないか。>